

原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の規定に基づく特定事象の発生について

平成 23 年 3 月 11 日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

本日、当社・福島第二原子力発電所 1～4 号機（沸騰水型、定格出力 110 万キロワット）は、定格出力一定運転中のところ、午後 2 時 46 分頃に発生した宮城県沖地震により、タービンおよび原子炉が自動停止しました。

現在、1～4 号機については原子炉隔離時冷却系により原子炉内に注水しており、原子炉の水位は確保されております（原子炉は未臨界状態）。

1 号機については、原子炉格納容器内での冷却材漏洩によると想定される格納容器圧力の上昇があり、非常用炉心冷却系が自動起動したことから、午後 5 時 35 分、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の特定事象^{*1}が発生したと判断しました。

このことから、午後 5 時 50 分、同項に基づき関係行政機関へ通報いたしました。

今後の対応

- ・ 原子炉格納容器の圧力を下げるための作業に取り組んでまいります。
安全性、外部への影響
- ・ 現時点において、原子炉内の照射済み燃料体を冷却するための水位は確保されております。
- ・ 発電所の敷地境界に設置しているモニタリングポスト^{*2}における指示値は通常値と変化なく、現時点において外部への放射能の影響は確認されておりません。

引き続き、排気筒や放水口等からの放射性物質の放出の可能性について詳細に監視してまいります。

以 上

* 1 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項の特定事象

原子力災害対策特別措置法は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。このため、原子力発電所で一定の事故・故障等が生じた場合に適切な初期動作の確保と迅速な情報の把握が出来るよう、原子力災害対策特別措置法第 10 条で国、県及び市町村に原子力の事故・故障を通報することが義務付けられている。通報の必要な事故・故障には原子炉が非常停止出来ない場合や原子炉の水位が非常用炉心冷却装置が作動する水位まで低下する等いくつかの事象が規定されている。

* 2 : モニタリングポスト

空間の線量率を測定する機器。発電所敷地周辺に 7 箇所設置されている。